

Single parent family guide

ひとり親家庭のしおり

A vibrant field of yellow poppies in full bloom, set against a clear, bright blue sky. The flowers are the central focus, with some in sharp focus and others blurred in the background, creating a sense of depth. The overall mood is bright and cheerful.

三鷹市

はじめに

この冊子は、ひとり親家庭の方が
利用できるサービスをまとめたものです。

それぞれの制度によって、
対象の範囲、お子さんの年齢区分等が異なりますので、
詳細は制度の説明をご覧くださいか、
各担当へお問い合わせください。

ひとり親家庭とは

次のいずれかに該当する方が
20歳未満のお子さんを扶養している家庭をいいます。

- ・配偶者と離婚した方
 - ・配偶者の生死が明らかでない方
 - ・未婚・非婚の方
 - ・配偶者から遺棄されている方
 - ・配偶者が死亡した方
 - ・配偶者が拘禁されているためその扶養を受けられない方
 - ・配偶者が裁判所からのDV保護命令を受けている方
 - ・配偶者が精神又は身体の障がいのため、長期間働くことができない方
- ※配偶者には事実婚のパートナーも含まれます

三鷹市役所 〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1 ☎ 0422-45-1151(代表)

三鷹市公式ホームページ



三鷹市公式携帯サイト



みたかきっずナビ
市が行っている、
子どもに関する事業を
紹介しています。



も く じ

生活のこと



こまったときの相談

- ・母子・父子自立支援員・・・・・・・・・・・・・1 ●●
- ・生活・就労支援窓口・・・・・・・・・・・・・2 ●●
- ・民生・児童委員・・・・・・・・・・・・・2 ●●

手当・年金のこと

- ・児童手当・・・・・・・・・・・・・3 ●●
- ・児童扶養手当・・・・・・・・・・・・・5 ●●
- ・児童育成手当（育成手当）・・・・・・・・・・・・・7 ●●
- ・ひとり親家庭等医療費助成（マル親）・・・・・・・・・・・・・8 ●●
- ・乳幼児医療費助成（マル乳）・・・・・・・・・・・・・9 ●●
- ・義務教育就学児医療費助成（マル子）・・・・・・・・・・・・・10 ●●
- ・高校生等医療費助成（マル青）・・・・・・・・・・・・・11 ●●
- ・国民年金保険料の免除・・・・・・・・・・・・・12 ●●
- ・遺族基礎年金・遺族厚生年金・・・・・・・・・・・・・12 ●●

生活やお金のこと

- ・ひとり親家庭ホームヘルプサービス・・・・・・・・・・・・・13 ●●
- ・養育費確保支援等事業・・・・・・・・・・・・・14 ●●
- ・子どもの学費等支援・・・・・・・・・・・・・15 ●●
- ・母子及び父子福祉資金・・・・・・・・・・・・・17 ●●
- ・女性福祉資金・・・・・・・・・・・・・19 ●
- ・生活保護・・・・・・・・・・・・・20 ●●
- ・母子生活支援施設・・・・・・・・・・・・・20 ●
- ・都営住宅・・・・・・・・・・・・・21 ●●

しごとのこと

- ・母子・父子自立支援プログラム策定事業・・・・・・・・・・・・・23 ●●
- ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金・・・・・・・・・・・・・23 ●●
- ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金・・・・・・・・・・・・・25 ●●
- ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業・・・・・・・・・・・・・26 ●●
- ・ハローワーク（公共職業安定所）・・・・・・・・・・・・・27 ●●

役立つ情報

- ・ひとり親福祉だより・・・・・・・・・・・・・28 ●●
- ・シングルパパ・ママくらし応援ナビtokyo・・・・・・・・・・・・・28 ●●

利用できる方
母子 父子

子どものこと



保育・育成

- ・保育所（認可保育園）・・・・・・・・・・・・・29 ●●
- ・認定こども園・・・・・・・・・・・・・30 ●●
- ・地域型保育施設・・・・・・・・・・・・・31 ●●
- ・認証保育所・・・・・・・・・・・・・31 ●●
- ・学童保育所・・・・・・・・・・・・・32 ●●
- ・ファミリー・サポート・・・・・・・・・・・・・33 ●●
- ・病児保育・・・・・・・・・・・・・34 ●●

相談

- ・総合保健センター・・・・・・・・・・・・・35 ●●
- ・子ども家庭支援センター「りぼん」・・・・・・・・・・・・・35 ●●
- ・子ども家庭支援センター「のびのびひろば」・・・・・・・・・・・・・36 ●●
- ・子ども家庭支援センター「すくすくひろば」・・・・・・・・・・・・・37 ●●
- ・子ども発達支援センター・・・・・・・・・・・・・37 ●●
- ・児童相談所・・・・・・・・・・・・・38 ●●
- ・その他の相談先・・・・・・・・・・・・・39 ●●

優待制度



- ・JR通勤定期乗車券の割引・・・・・・・・・・・・・43 ●●
- ・都営交通機関の無料乗車券・・・・・・・・・・・・・43 ●●
- ・水道・下水道料金の基本料金の減免・・・・・・・・・・・・・44 ●●
- ・指定収集袋の収集手数料の減免・・・・・・・・・・・・・44 ●●
- ・粗大ごみ・多量ごみの処理手数料の減免・・・・・・・・・・・・・45 ●●

各種電話相談あんない・・・・・・・・・・・・・46

利用できる方
母子 父子

こまったときの相談

[こんなとき]

- 配偶者を失い、どうしたらよいかわからないとき
- 離婚、別居、配偶者等の暴力などの家庭の問題で悩んでいるとき
- 年金や手当のことを知りたいとき
- 医療費助成について知りたいとき
- 日常生活や家計のこと、子どもの学費等でお金が必要なとき
- 住まいに困ったとき
- 子どもの養育・しつけ・教育のことで悩んでいるとき
- 病気等で家事や育児ができないとき
- 内職や就職のこと、事業をはじめたり、技術や資格を習得したいとき
- 親子でレクリエーションに出かけたいとき
- 同じ境遇の方と知りあい、語りあいたいとき



[母子・父子自立支援員]

母子・父子自立支援員は、日頃かかえている悩みごとと一緒に考え、解決のお手伝いをしています。相談の内容は離婚や経済的なこと、子育てのこと、職場のこと、何でもかまいません。

母子・父子自立支援員が中心となり、他の専門家の協力も得ながら支援します。電話や面接による相談が主ですが、必要があれば訪問相談も可能です。面談での相談をご希望の場合は、下記問い合わせ先にご予約の上ご利用ください。

相談の内容は、一切他に漏らすことはありませんので安心して気軽にご利用ください。

担当・問い合わせ先

子育て支援課・相談支援係（市役所4階42番窓口）
☎ 0422-45-1151 内線 2754

[生活・就労支援窓口]

生活に困っている方からの生活や就労等の相談に応じます。一人ひとりの状況に応じてプランを作成し、総合的な支援をします。必要に応じて以下の事業をご案内します。

①自立相談支援事業

生活上の不安や心配をかかえる方の多様で複合的な問題について相談に寄り添いながら関係機関とも連携して支援します。

②就労準備支援事業

いろいろな課題があるため直ちに就労することが難しい方に、就労に向けた準備を支援します。

③家計改善支援事業

家計の状況を「見える化」し、家計の再生に向けた具体的なプランを提案して、相談者自らが家計管理を続けていけるように支援します。

④住居確保給付金

求職活動を支えるため家賃費用（上限有）を有期間で給付します。（利用条件有）

⑤子どもの学習等支援事業

学力向上に向けた学習支援や不登校・引きこもり状態からの早期解消を図る支援を行います。

①～④ 生活・就労支援窓口（市役所2階23番窓口）

☎ 0422-24-6083

担当・問い合わせ先

⑤ NPO 法人文化学習協同ネットワーク

（下連雀1-14-3）

☎ 0422-47-8706

[民生・児童委員]

民生・児童委員は、厚生労働大臣より委嘱を受けて地域で活動する福祉ボランティアです。同じまちに住む身近な相談相手として、関係機関と連携しながら生活上の心配事や子育ての悩み等の解決に向けたお手伝いをしています。

民生委員は児童委員を兼ねており、一人ひとりの委員が担当地域を持ちながら、活動しています。また、民生・児童委員の中には子どもの問題を専門に担当する主任児童委員がおり、子どもとその家族を支援しています。

民生・児童委員には守秘義務があり、相談内容や個人の秘密は固く守られます。困ったときは一人でかかえ込まずに、地域の民生・児童委員へお気軽にご相談ください。
※お住まいの地域を担当している民生・児童委員については下記窓口へお問い合わせください。

担当・問い合わせ先

地域福祉課 地域福祉係（市役所1階17番窓口）
☎ 0422-29-9231

手当・年金のこと

[児童手当]

中学校修了前の児童を養育している保護者等の経済的負担を軽減し、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するために支給される手当です。(国制度)

対象

中学校修了前(15歳到達後最初の3月31日まで)の児童を養育している方(留学の場合を除き、対象児童が国内に居住していることが条件です)
公務員の方は勤務先へ申請してください。

手当額

所得制限があります。受給者(児童の父、または母のうち所得が高い方)の所得及び子どもの年齢・人数によって手当額が変わります。

児童一人あたりの支給月額はそのとおりです。

受給者の所得が所得制限限度額未満の場合

0歳～3歳未満(一律)	月額 15,000 円
3歳～小学校6年生【第1子、第2子】	月額 10,000 円
3歳～小学校6年生【第3子以降】	月額 15,000 円
中学生(一律)	月額 10,000 円

受給者の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合

対象児童一人あたり(一律)	月額 5,000 円
---------------	------------

受給者の所得が所得上限限度額以上の場合

手当の支給はありません

所得制限限度額表

扶養親族等の人数	所得額	収入額の目安(参考)
0人	6,220,000 円	8,333,000 円
1人	6,600,000 円	8,756,000 円
2人	6,980,000 円	9,178,000 円
3人	7,360,000 円	9,600,000 円

※以後、税法上の扶養親族等の人数が1人増すごとに38万円を加算して算定

所得上限限度額表

扶養親族等の人数	所得額	収入額の目安(参考)
0人	8,580,000 円	10,710,000 円
1人	8,960,000 円	11,240,000 円
2人	9,340,000 円	11,620,000 円
3人	9,720,000 円	12,000,000 円

※以後、税法上の扶養親族等の人数が1人増すごとに38万円を加算して算定

支給開始月

申請月の翌月。ただし、児童の誕生日、申請者の転入日(転出予定日)の翌日から月をまたいで15日以内の申請の場合は申請月。

定例支給月・支給方法

毎年2月、6月、10月に、それぞれ前月までの4か月分の手当を口座振込により支給します。

担当・問い合わせ先

子育て支援課 手当・医療係
(市役所4階43番窓口)

☎ 0422-29-9675

みたかきつナビの「児童手当」のページもご覧ください



[児童扶養手当]

18歳到達後の最初の3月31日まで（一定の障がいの状態にある場合は20歳未満）の児童を養育しているひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、生活の安定と自立の促進を支援するとともに、児童の福祉の増進を図るために支給される手当です。（国制度）

対象

次のいずれかの状態にある児童を養育する方（以下「受給資格者」という）に支給されます。

- 1 父母が婚姻を解消した後、父又は母と生計を同じくしていない児童
- 2 父又は母が死亡した児童
- 3 父又は母が重度の障がいの状態にある児童
- 4 父又は母の生死が明らかでない児童
- 5 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けている児童
- 6 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- 7 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- 8 婚姻によらないで生まれた児童
- 9 父母が不明な児童（棄児等）

支給制限

ただし、次のいずれかに該当する場合は、手当を受けることができません。

- 児童又は手当の請求者が日本国内に住所を有しない場合
- 児童が児童福祉施設等（通所施設等を除く）に入所している場合又は里親に委託されている場合
- 児童が父又は母の配偶者（事実上の配偶者を含む。ただし、重度の障がいの状態にある場合を除く）と生計を同じくしている場合
- ※ 児童扶養手当より低額の公的年金給付を受けることができる場合は、その差額分を児童扶養手当として受給することができます。また、障害基礎年金の受給者は、障害基礎年金の子の加算部分の額との差額分を児童扶養手当として受給することができます。

所得制限

受給資格者と認定されても、受給資格者本人・配偶者・扶養義務者等の前年（1月から9月までの請求については前々年）の所得が次の所得制限表にある所得制限限度額以上のときは、手当の全部又は一部が支給停止となります。

所得制限表

扶養親族等の人数	本人		配偶者・扶養義務者・孤児等の養育者
	★全部支給	☆一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	2,010,000円	3,440,000円	3,880,000円

※以後、税法上の扶養親族等の人数が1人増すごとに38万円を加算して算定

（注）受給者資格者の所得だけではなく、同居する扶養義務者等の所得も審査の対象になります。

手当額

★全部支給	1人目	2人目	3人目以降
月額	44,140円	+10,420円	+6,250円
☆一部支給	1人目	2人目	3人目以降
月額	44,130円～ 10,410円	+10,410円～ +5,210円	+6,240円～ +3,130円

※所得に応じて10円単位で算定

定例支給月・支給方法

毎年1・3・5・7・9・11月に、それぞれ前月までの2か月分の手当を、口座振込により支給します。

担当・問い合わせ先

子育て支援課 手当・医療係
 （市役所4階43番窓口）
 ☎ 0422-29-9675
 みたかさっずナビの「児童扶養手当」のページもご覧ください



[児童育成手当（育成手当）]

18歳到達後の最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、生活の安定と自立の促進を支援するとともに、児童の福祉の増進を図るために支給される手当です。(東京都制度)

対象

原則として児童扶養手当の受給資格者と同じです(5ページ参照)が、公的年金給付を受けていても手当を受けることができます。

支給制限

ただし、次のいずれかに該当する場合は、手当を受けることができません。

- 児童が児童福祉施設等(通所施設等を除く。)に入所している場合又は里親に委託されている場合
- 児童が父又は母の配偶者(事実上の配偶者を含む。ただし、重度の障がいの状態にある場合を除く)と生計を同じくしている場合

所得制限

受給資格者と認定されても、受給資格者本人の前年の所得が次の所得制限表にある所得制限限度額以上のときは、手当は支給されません。

所得制限限度額表

扶養親族等の人数	所得制限限度額
0人	3,604,000 円
1人	3,984,000 円
2人	4,364,000 円
3人	4,744,000 円

※以後、税法上の扶養親族1人増す毎に38万円を加算して算定

手当額

児童1人について月額 13,500 円

定例支給月・支給方法

毎年2月・6月・10月に、それぞれ前月までの4か月分の手当を口座振込により支給します。

担当・問い合わせ先

子育て支援課 手当・医療係
(市役所4階43番窓口)
☎ 0422-29-9675

みたかきっずナビの「児童扶養手当」のページもご覧ください



[ひとり親家庭等医療費助成（マル親）]

18歳到達後の最初の3月31日まで(中程度以上の障がいの状態にある場合は20歳未満)の児童を養育しているひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、医療保険の自己負担分の一部又は全部を助成します。(東京都制度)

対象

原則として児童扶養手当の受給資格者と同じです(5ページ参照)が、公的年金給付を受けていても助成を受けることができます。ただし、国民健康保険又は社会保険に加入していること、生活保護を受けていないことも、助成の条件になります。

所得制限

児童扶養手当に準拠しています。

所得制限限度額以上の場合は、助成を受けることができません。

医療証

対象になる方に、「マル親医療証」を発行します。

有効期間は、医療証の交付申請の日からその申請の日の属する年の12月31日までです。(1月1日更新)

助成される医療費

- ・ 住民税非課税世帯
保護者と対象児童の保険診療適用医療費の自己負担分の全部
- ・ 住民税課税世帯
保護者と対象児童の保険診療適用医療費の自己負担分の一部(1割負担に軽減されます)

助成されない医療費

予防接種、健康診断料、入院時の食事療養費、差額ベッド代等の保険診療適用外の医療費は、助成の対象外になります。

担当・問い合わせ先

子育て支援課 手当・医療係
(市役所4階43番窓口)
☎ 0422-29-9675

みたかきっずナビの「児童扶養手当」のページもご覧ください



〔乳幼児医療費助成（マル乳）〕

6歳到達後の最初の3月31日までの乳幼児を養育している方に対して、乳幼児の保健の向上と健やかな育成を図るため医療保険の自己負担分の全部を助成します。（東京都制度）

対象

原則として児童手当の受給資格者と同じです（3ページ参照）。ただし、乳幼児が国民健康保険又は社会保険に加入していること、生活保護を受けていないことも、助成の条件になります。

所得制限

所得制限はありません。

医療証

対象になる方に、「マル乳医療証」を発行します。

有効期間は、対象となった日の属する月の翌月の末日までに申請した場合は対象となった日から、それ以外は申請をした日の属する月の初日から最初の9月30日までです。（10月1日更新）

助成される医療費

保険診療適用医療費の自己負担分の全部

助成されない医療費

予防接種、健康診断料、入院時の食事療養費、差額ベッド代等の保険診療適用外の医療費は、助成の対象外になります。

担当・問い合わせ先

子育て支援課 手当・医療係
（市役所4階43番窓口）

☎ 0422-29-9675

みたかきっずナビの「乳幼児医療費助成制度」のページもご覧ください



〔義務教育就学児医療費助成（マル子）〕

6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの義務教育就学児を養育している方に対して、義務教育就学児の保健の向上と健やかな育成を図るため、医療保険の自己負担分の一部又は全部を助成します。（東京都制度）

対象

原則として児童手当の受給資格者と同じです（3ページ参照）。ただし、義務教育就学児が国民健康保険又は社会保険に加入していること、生活保護を受けていないことも、助成の条件になります。

所得制限

所得制限はありません。

医療証

対象になる方に、「マル子医療証」を発行します。

有効期間は、対象となった日の属する月の翌月の末日までに申請した場合は対象となった日から、それ以外は申請をした日の属する月の初日から最初の9月30日までです。（10月1日更新）

助成される医療費

保険診療適用医療費の自己負担分のうち、次の額を助成します。

- ・通院…1回につき200円（上限）を除いた額（令和5年10月以降は全額）
通院に伴う調剤費は全額
- ・入院…全額（食事療養費は除く）

助成されない医療費

予防接種、健康診断料、入院時の食事療養費、差額ベッド代等の保険診療適用外の医療費は、助成の対象外になります。

担当・問い合わせ先

子育て支援課 手当・医療係
（市役所4階43番窓口）

☎ 0422-29-9675

みたかきっずナビの「義務教育就学児医療費助成制度」のページも
ご覧ください



〔高校生等医療費助成（マル青）〕

高校生年齢相当のお子さんを養育している方に対し、高校生等の保健の向上と健やかな育成を図るため、医療保険の自己負担分の一部又は全部を助成します。

対象

市内に住所を有する高校生等（15歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）を養育している方。ただし、高校生等が国民健康保険又は社会保険に加入していること、生活保護を受けていないことも、助成の条件になります。

所得制限

所得制限はありません。

医療証

対象になる方に、「マル青医療証」を発行します。

有効期間は、対象となった日の属する月の翌月の末日までに申請した場合は対象となった日から、それ以外は申請をした日の属する月の初日から最初の9月30日までです。（10月1日更新）

助成される医療費

保険診療適用医療費の自己負担分のうち、次の額を助成します。

- ・通院…1回につき200円（上限）を除いた額（令和5年10月以降は全額）
- ・通院に伴う調剤費…全額
- ・入院…全額（食事療養費は除く）

助成されない医療費

予防接種、健康診断料、入院時の食事療養費、差額ベッド代等の保険診療適用外の医療費は、助成の対象外になります。

担当・問い合わせ先

子育て支援課 手当・医療係
（市役所4階43番窓口）

☎ 0422-29-9675

みたかさっずナビの「高校生等医療費助成制度」のページもご覧ください



〔国民年金保険料の免除〕

国民年金の第1号被保険者については、収入が少なく保険料が納められない場合や、生活保護を受けている場合等に、保険料が免除されます。また、平成31年2月以降に出産した場合に産前産後期間の保険料が免除される制度があります。

詳しくは担当窓口へおたずねください。

〔遺族基礎年金〕

国民年金に加入している人等が亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた子のある妻、子のある夫又は子に支給されます。

受給には一定の要件がありますので、詳しくは担当までお問い合わせください。

〔遺族厚生年金〕

厚生年金保険に加入している人等が亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた妻、夫、子、父母、孫又は祖父母に支給されます。

受給には一定の要件がありますので、詳しくは担当までお問い合わせください。

担当・問い合わせ先

○市民課 庶務・年金係
☎ 0422-29-9190

○武蔵野年金事務所
（〒180-8621 武蔵野市吉祥寺北町4-12-18）
☎ 0422-56-1411
☎ 0422-56-2449

○日本年金機構（年金に関する一般的なお問い合わせ）
＜ねんきん加入者ダイヤル＞
☎ 0570-003-004（ナビダイヤル）
☎ 03-6630-2525（一般電話）

〔電話の受付時間〕

月～金曜日 午前8時30分～午後7時
第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※祝日（第2土曜日を除く）
12月29日～1月3日はご利用いただけません。

日本年金機構のホームページもご覧ください



生活やお金のこと

〔ひとり親家庭ホームヘルプサービス〕

ひとり親世帯等の方が、日常生活にお困りのときに、育児や食事の世話等をお手伝いするホームヘルパーを派遣します。

対象家庭

市内に居住する中学校3年生以下の児童のいるひとり親家庭で、次のいずれかに該当するため、日常生活に支障をきたしていると認められる家庭。

- 1 ひとり親となって2年以内であり、生活環境が激変したため、支援を必要としている場合
- 2 ひとり親家庭の親が技能の習得のため、職業能力開発センター等に通学している場合
- 3 ひとり親家庭の親が就職活動、又は母子・父子自立支援プログラムに基づいた活動を行う場合等自立の促進に必要があると認められる場合
- 4 ひとり親家庭の親又は義務教育修了前の児童が疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由がある場合
- 5 乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭の親が就業上の理由により、帰宅時間が遅くなる場合（所定内労働時間の就業を除く）
- 6 その他ひとり親家庭のためにホームヘルプサービスが必要と認められる場合

派遣回数と派遣時間

派遣回数は、1日1回、月12回までです。

派遣時間は、午前7時から午後10時までの間で、1時間を単位として1日1時間以上8時間までです。

援助内容

食事の支度、掃除、洗濯、被服の補修、子どもの世話等

費用

所得に応じて費用負担があります。詳しくは担当にお問い合わせください。

担当・問い合わせ先

子育て支援課 相談支援係
(市役所4階 42番窓口)

☎ 0422-45-1151 内線 2754

「三鷹市ホームページ」の「ひとり親家庭ホームヘルパー派遣」のページもご覧ください。



〔養育費確保支援等事業〕

養育費を継続して受け取れるよう、離婚前後の親を対象とした養育費確保支援事業を行っています。

対象者

市内に住所を有する、離婚を考えている父母、またはひとり親家庭の方で、養育費の取り決めの対象となる子(18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者)と同居している方

支援内容

- 1 弁護士による無料相談
子どもの養育費等の取決めに関する相談で、一人1回60分程度の利用ができます。
- 2 裁判外紛争解決手続(ADR※)利用の経費助成
養育費や面会交流等の取決めをするために弁護士会や法務大臣の認証民間事業者を利用した場合、第1回目の調停期日までに要する経費を助成します。
※ ADRとは、民事上のトラブルについて裁判以外の方法でトラブルを解決する方法です。
- 3 養育費に関する公正証書等作成費用の助成
公正証書作成費用、家庭裁判所の調停等申立てに要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用及び連絡用郵便切手代を助成します。
- 4 養育費保証サービス利用助成
民間の養育費保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要となる初回の保証料を助成します。

申請は各事業それぞれ一人1回とし、助成金額は交付対象者一人当たり5万円が上限となります。利用する事業によって、利用要件や申請書類等が異なります。

**養育費は子どものためのものです
離婚時にきちんと取り決めておきましょう**

1 養育費の額	2 支払期限 (毎月決めた日までなど)	3 支払期間 (一般的には子どもが20歳になるまで)	4 入学金や医療費などの臨時の費用負担	5 支払方法 (口座振込等)
---------	------------------------	-------------------------------	---------------------	-------------------

子どもそれぞれについて、具体的に決めた内容を書面に残しましょう。
協議離婚の場合は、「公正証書」を作成し、話し合いができない場合は、家庭裁判所の調停を利用できます。離婚後に決めることもできます。

担当・問い合わせ先

子育て支援課 相談支援係
(市役所4階 42番窓口)

☎ 0422-45-1151 内線 2754

三鷹市ホームページの「養育費確保支援等事業」のページもご覧ください

